

## 西部気候イニシアチブ (WCI) 排出量取引制度の制度設計勧告草案

- 2008 年 5 月 16 日、西部気候イニシアチブ(WCI)は、キャップ・アンド・トレード型排出量取引の制度設計勧告草案「Draft Design Recommendations on Elements of the Cap-and-Trade Program」を公表し、6 月 6 日を期限として意見募集手続を行った。
- WCI は、今後、2008 年 7 月 29 日にステークホルダー・ワークショップを開催する。それらの結果を踏まえ、2008 年 9 月初頭に制度設計勧告を示す予定。
- この地域的キャップ・アンド・トレード型排出量取引制度は、参加州による法令・規制・政策を通じて実施されることとなる。制度設計勧告は、その実施に当たり、参加州による一貫した取組を促すものであるが、同時に、各州の固有の事情を踏まえた柔軟な対応も認めることとしている。
- 制度設計草案の概要は以下の通り。

対象部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電部門、大規模固定燃焼施設、産業プロセス、廃棄物管理による排出、化石燃料生産・処理の各部門を対象とする。</li> <li>・ 運輸部門も大口の排出源と認識。同部門を対象とすることの経済分析等を行った上で、取引制度への将来的な導入、取引制度以外の規制的手法との比較、低所得者等への影響緩和策等を検討する。</li> <li>・ 住宅部門と商業部門も対象とすることを検討。導入する場合には、地方の天然ガス配給会社、製油所や卸売りなどのプロパンガスの適切な上流ポイント、石油燃料の配給ポイント等を対象とする。検討に際しては、次期の遵守期間からの導入や、炭素税等の他の規制手法との比較検討を行う。</li> <li>・ 発電以外の燃焼由来排出量の少なくとも 90%以上をカバーするように裾切り基準を設定。利用可能なデータによると、産業部門については年間 CO<sub>2</sub> 排出量が 10,000~25,000t-CO<sub>2</sub> を越える施設を対象とすることが適当。発電部門への閾値設定については、今後検討。</li> <li>・ 発電部門に対しては、発電事業者を対象とすることが適当。WCI 外の発電事業者で WCI 内 (西部系統) に電力を提供している事業者に対しては、リーケージを最小化する策を講じる。WCI 内に電力を提供している発電事業者を有する州が一定期日以前に WCI に加盟しない場合には、WCI に提供される電力全てを対象とすることも考えられる。</li> <li>・ 今後、モニタリング技術の向上、リーケージの発生、新しい州の参加等の状況の変化によって、対象部門を適宜見直すこととする。</li> </ul>
------	--

対象ガス	全6種の温室効果ガス
割当総量	<ul style="list-style-type: none"> <li>WCI 全体の地域レベルで、2020年までの割当総量を決定。その後、各州へ割当。各州が対象施設に対して割当。各州が透明性の高い割当の手法を開発する。</li> <li>割当総量は時間の経過と共に減少。対象部門における削減と、対象外部門における補完措置による削減とを併せて、2020年までに2005年比15%削減達成を目指す。</li> </ul>
割当方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>各州は、割当総量のうち一定の割合をオークションで割り当てるよう、義務付けられる。同割合は、25～75%の範囲内で各州が決定。同割合は、時間の経過と共に増加し、最終的には100%となるべきである。</li> <li>その他の割当方法について、各州は柔軟性を付与される。各州は、対象施設への割当手法を開発し、各遵守期間が始まる前にWCIに報告。WCIが各州の割当方法を取りまとめ、公表する。</li> <li>WCIは、WCI内における州間の割当方法の違いがセクター別の競争力にどのような影響を与えるのか、或いはWCIの内外でセクター別の競争力にどのような影響を与えるのかの分析を行う。分析に際して、適切であれば、オークションルールやオークション収益の用途を、州間で可能な限り標準化するように検討する。</li> </ul>
早期行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>各州は、早期行動に対する排出枠を準備すべき。</li> <li>同排出枠は、州全体の割当総量の中から準備。</li> </ul>
バンキング	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業者や排出枠購入者は、無制限にバンキング可能。</li> </ul>
ボローイング	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボローイングは認めるべきではない。</li> </ul>
遵守期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年間（RGGIも同様に3年間である点に留意）</li> <li>初めの遵守期間については、特別に遵守期間を2年間とする。</li> </ul>
新規参入	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入する州が出てきた場合には、WCI全体の割当総量を増加させる。</li> <li>新規参入は、各遵守期間の始めなど、決められたタイミングでのみ許可。</li> </ul>
オフセット	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となるプロジェクトタイプと手順(protocols)について <ul style="list-style-type: none"> <li>取引制度が開始する以前に、適格なプロジェクトタイプと、最大限標準化された手順を決定。既存の手順を適宜採用。</li> <li>他のプロジェクトタイプや関連手順について、レビューするプロセスを定める。</li> </ul> </li> <li>WCI内で行われるオフセットプロジェクトを優先する手法を検討する。その他、カナダ、米国、メキシコで行われるオフセットプロジェクトについて、WCI内のプロジェクトと同等の監視、審査、検証、実質的な削減が行</li> </ul>

	<p>われており、また WCI が他の取引制度とリンクするときに障害とならないプロジェクトに関しては、これを承認することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域全体の組織 (Regional Organization) が、オフセットの基準や手順の決定に関するコーディネートを行う。</li> <li>• 他政府が規制する排出量取引制度から生じる排出枠について、同様の厳しい環境十全性を充たす場合であれば、これを承認することを検討する。</li> <li>• オフセットと他の取引制度からの排出枠の利用上限は、WCI 対象部門における削減の確保等を考慮した上で決定する。</li> </ul>
報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>• WCI の報告制度は気候登録簿 (The Climate Registry, TCR) と整合させる。</li> <li>• 報告対象者は、排出枠を割り当てられる部門と、現在は対象外であるが将来的に排出枠を割り当てられる可能性がある部門とする。</li> <li>• 排出量取引制度の開始に当たって報告関連の遅延を避けるため、制度開始以前に、排出量報告制度を開始する。</li> <li>• 2008 年末までに、WCI における報告のモデルルールを策定し、既に報告ルールを採用等している州の検討状況を盛り込む。</li> <li>• 報告方法は、以下の 2 通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 対象者が排出量を州に直接報告し、州が取りまとめて TCR に提出する。</li> <li>(b) 対象者が TCR の枠組を通じて排出量を報告し、州は、必要に応じて TCR からデータを入手する。</li> </ul> </li> <li>• 全州共通の報告データの質を確保する方法を確立する。各州は、報告義務遵守を確保する監視制度や、データの質を確保する手続を確立する。第三者検証、遵守監査等についても検討する。</li> <li>• 各州は、報告に際して規制対象者から手数料を徴収することができる。</li> <li>• 米国連邦レベルやカナダで、義務的な報告制度が導入される場合には、当該制度と最大限整合させる。</li> </ul>
運営組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 制度運営のために、地域の組織を設置することが有用である。但し、規制上の権限と職務遂行責任は、各州が保有する。同組織は、中央化することによって、行政コストを減らし、制度の透明性と一貫性を高めようとするもの。</li> <li>• 同組織の役割として、地域全体でのオークションを行う場合のコーディネート、排出量や排出枠のトラッキングとオフセット登録簿の管理、州ごとに異なる割当手法により生まれる競争力やリーケージの問題分析、州間での排出量削減に関する情報交換の場の提供等が想定される。</li> </ul>

(参考) 【WCI の概要】

2007 年 2 月に発表。参加州は以下の項目に合意している。

- 気候登録簿(the Climate Registry)に参加。
- 2020 年までに、温室効果ガスの排出を 2005 年比 15%削減（ただし、この地域目標は各州の削減目標を置き換えるものではない。また、例えば 2050 年に GHG を現状から 50~85%削減するなどの長期削減目標の必要性も認識されている。）
- 地域的温室効果ガス削減目標を達成するための、多部門に渡る市場メカニズムを 2008 年 8 月までに設計。

参加州

米国	アリゾナ州 ワシントン州	カリフォルニア州 ユタ州	ニューメキシコ州 モンタナ州	オレゴン州
カナダ	マニトバ州	ブリティッシュ・コロンビア州	ケベック州	

オブザーバー

米国	コロラド州 アイダホ州	カンザス州 アラスカ州	ネヴァダ州 ワイオミング州
カナダ	オンタリオ州	サスカチュワン州	
メキシコ	ソノラ州 コアウイラ州	パハ・カリフォルニア州 ヌエボ・レオン州	チワワ州 タマウリパス州